

平成 27 年「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」 ～概要～

I. ポイント

- 全国的に、特例民法法人から公益法人への移行がほぼ完了し、公益法人数は約 9,400 法人(前年比+約 100、平成 27 年 12 月 1 日現在。)となった。(2 頁「法人数」)
- 平成 27 年度に一般法人から新たに公益認定を受けた法人は、内閣府認定法人が 44 法人、都道府県認定法人が 41 法人である。(2 頁「認定件数」)
- 一方、公益法人の解散は 6 法人、公益認定の取消しは 2 法人、合併は 11 法人である。(2 頁「法人の解散・公益認定の取消し・合併件数」)
- 現行の公益法人制度は、公益法人による自己規律の発揮と適正な事業実施を期待し、これを前提としつつ、公益法人の事業の適正な運営を確保するため、合議制の機関(内閣府においては公益認定等委員会)が、法律に基づく報告徴収・立入検査、勧告・命令等の監督を行うこととされている。(7 頁「公益認定等委員会の活動報告」)
- 新たな制度となり 7 年が経過し、合議制の機関の活動の中で、監督に係る業務が重要度を増してきている。
- 特に、平成 27 年度においては、内閣府公益認定等委員会が、2 法人について、①債務超過や保全すべき財産の不当使用等、②行政庁への度重なる虚偽の報告や理事会議事録の偽造等の問題を認知し、改善の見込みが認められないことから、現行制度下で初めて、内閣府に対し公益認定の取消しの勧告を行うに至り、その後、公益認定が取り消された。(9 頁「TOPIC 1」)
- 公益法人制度に対する信頼確保のため、公益法人に対しては、今後とも、自己規律の発揮と適正な事業実施を求めるとともに、問題のある法人に対しては迅速かつ適正に対処していく必要がある。

Ⅱ. 主な内容

第1部 公益法人の概況

1. 法人数

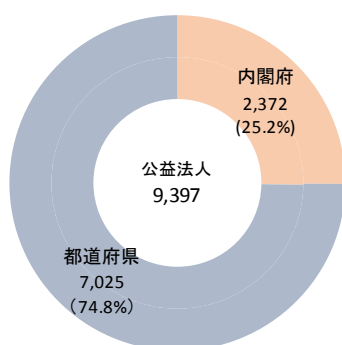
平成27年12月1日の公益法人は約9,400法人（前年比+約100）である。

公益法人数の変動は、公益認定又は移行認定により増加し、法人の解散、公益認定の取消し及び合併に伴う減少がある。

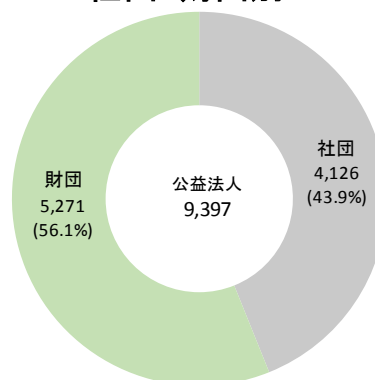
（注）公益認定：一般法人で公益認定を受けたもの。

移行認定：特例民法法人（旧民法に基づく公益法人）で公益認定を受けたもの。

認定行政庁別



社団・財団別



認定件数

	公益認定		移行認定		計	
	内閣府	都道府県	内閣府	都道府県	内閣府	都道府県
平成27年度	44	41	3	4	47	45

（注）表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。（時系列表は末尾資料参照）

法人の解散・公益認定の取消し・合併件数（減少事由別）

	解散		取消し		合併		計	
	内閣府	都道府県	内閣府	都道府県	内閣府	都道府県	内閣府	都道府県
平成26年度	2	4	0	2	8	3	10	9

（注）表中の「年度」は、各年12月1日から翌年11月30日までを指す。（時系列表は末尾資料参照）

2. 社員・役職員等

(1) 社員（公益社団法人）

社員は、社員総会に参加して議決権を行使する。社員総会は、定款変更、役員を選解任等を行う権限を有する公益社団法人の最高議決機関である。

社員数規模別の公益社団法人数とその割合

	法人数	社員数計 (人)	平均値 (人)	中央値 (人)	2～99人	100～ 499人	500～ 999人	1000～ 4999人	5000人 以上
内閣府	787	877,798	1,115	160	284	296	71	106	30
都道府県	3,339	2,616,924	784	280	898	1,276	524	568	73
合計	4,126 (100.0%)	3,494,722	847	252	1,182 (28.6%)	1,572 (38.1%)	595 (14.4%)	674 (16.3%)	103 (2.5%)
前年合計	4,089 (100.0%)	3,528,441	863	263	1,156 (28.3%)	1,538 (37.6%)	609 (14.9%)	683 (16.7%)	103 (2.5%)

(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

(2) 評議員（公益財団法人）

公益財団法人には、3名以上の評議員を置くことが義務付けられている。評議員によって構成される評議員会は、定款変更、役員を選解任の権限を有する公益財団法人の最高議決機関である。

評議員数規模別の公益財団法人数とその割合

	法人数	評議員数計 (人)	平均値 (人)	中央値 (人)	3～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上
内閣府	1,585	18,306	11.5	10	778	656	101	15	12	23
都道府県	3,686	37,923	10.3	8	2,264	1,169	149	37	18	49
合計	5,271 (100.0%)	56,229	10.7	9	3,042 (57.7%)	1,825 (34.6%)	250 (4.7%)	52 (1.0%)	30 (0.6%)	72 (1.4%)
前年合計	5,211 (100.0%)	56,153	10.8	9	2,975 (57.1%)	1,828 (35.1%)	250 (4.8%)	57 (1.1%)	28 (0.5%)	73 (1.4%)

(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

(3) 理事

理事は、公益法人の役員である。全理事で構成する理事会は、公益法人においては必置であり、法人の業務執行を決定し、理事の中から代表理事や業務執行理事を選定する権限と責任を有し、各理事の職務執行を監督する責任をもつ。

理事数規模別の公益法人数（社団・財団別）とその割合

		法人数	理事数計 (人)	平均値 (人)	中央値 (人)	3～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上
内閣府	社団	787	14,856	18.9	18	117	352	235	55	12	16
	財団	1,585	15,693	9.9	9	932	561	77	13	0	2
	計	2,372	30,549	12.9	10	1,049	913	312	68	12	18
都道府県	社団	3,339	67,063	20.1	15	371	2,002	467	159	113	227
	財団	3,686	34,490	9.4	8	2,385	1,120	133	41	3	4
	計	7,025	101,553	14.5	11	2,756	3,122	600	200	116	231
合計	社団	4,126 (100.0%)	81,919	19.9	15	488 (11.8%)	2,354 (57.1%)	702 (17.0%)	214 (5.2%)	125 (3.0%)	243 (5.9%)
	財団	5,271 (100.0%)	50,183	9.5	8	3,317 (62.9%)	1,681 (31.9%)	210 (4.0%)	54 (1.0%)	3 (0.1%)	6 (0.1%)
	計	9,397 (100.0%)	132,102	14.1	11	3,805 (40.5%)	4,035 (42.9%)	912 (9.7%)	268 (2.9%)	128 (1.4%)	249 (2.6%)
前年合計		9,300 (100.0%)	131,702	14.2	11	3,714 (39.9%)	4,019 (43.2%)	923 (9.9%)	266 (2.9%)	123 (1.3%)	255 (2.7%)

(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

(4) 監事

公益法人には監事を置くこととされ、計算書類等の監査及び理事の職務執行の監査を行う。一定の場合には、法人の利益を守るための行動をとることが求められるなど、監事は法人の重要な機関である。

常勤・非常勤別の監事数

	法人数		監事数計 (人)	常勤 (人)	非常勤 (人)
		常勤監事が いる法人数			
内閣府	2,372	38 (1.6%)	4,844	42	4,802
都道府県	7,025	36 (0.5%)	14,828	39	14,789
合計	9,397	74 (0.8%)	19,672 (100.0%)	81 (0.4%)	19,591 (99.6%)
前年合計	9,300	73 (0.8%)	19,526 (100.0%)	79 (0.4%)	19,447 (99.6%)

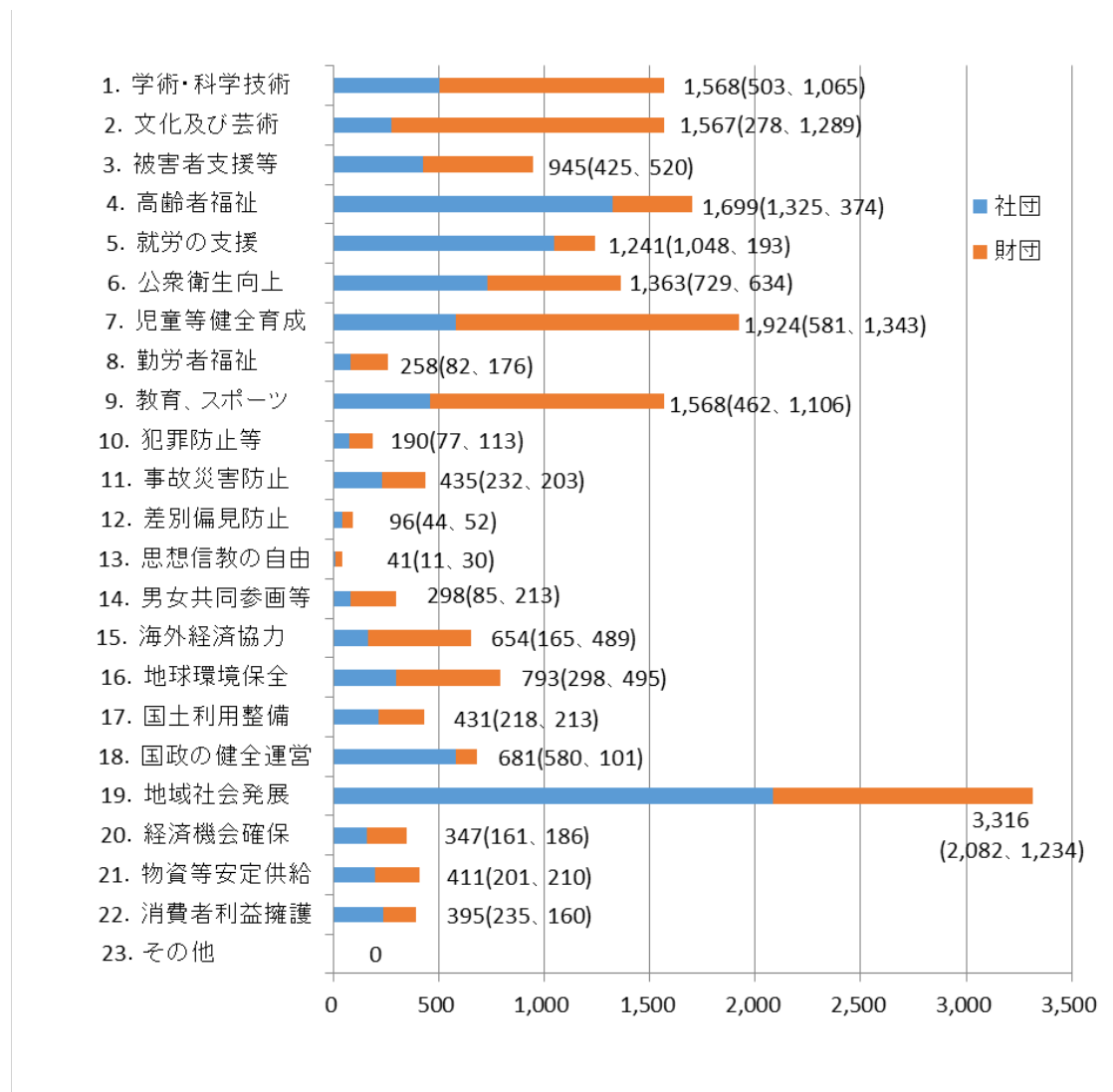
(注) 1 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

2 週3日以上出勤する者を「常勤」、それ以外の者は「非常勤」とする。

3. 公益目的事業の事業目的

公益目的事業を事業目的別に見ると、多い順に「19. 地域社会発展」35.3%、「7. 児童等健全育成」20.5%、「4. 高齢者福祉」18.1%となっている。

公益目的事業の事業目的別（23事業）の法人数



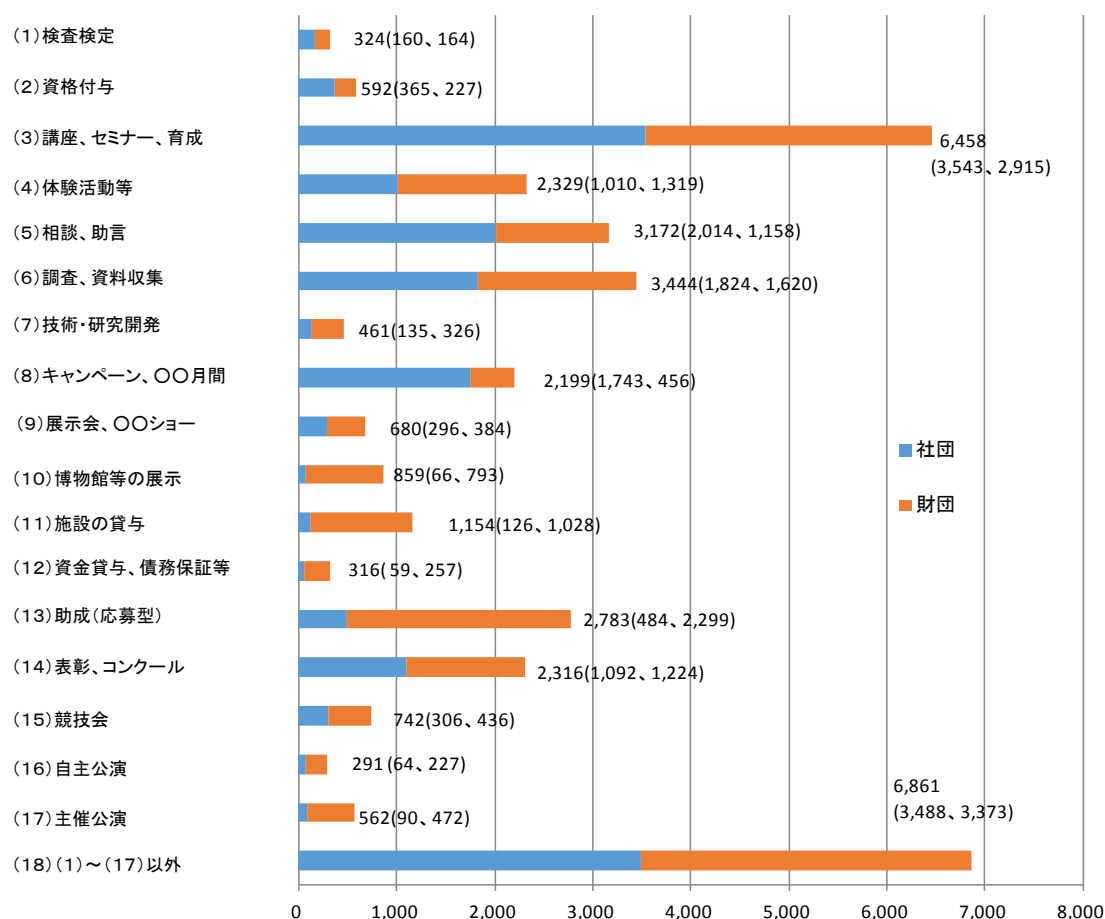
(注) 1 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請データによる。

2 複数事業を行う法人及び複合目的の事業があるため、延べ法人数は法人実数と異なる。

4. 公益目的事業の事業類型

公益目的事業を事業類型別に見ると、多い順に「(3) 講座、セミナー、育成」68.7%、「(6) 調査、資料収集」36.6%、「(5) 相談、助言」33.8%となっている。

公益目的事業の事業類型別（18 類型）の法人数



(注) 1 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請データによる。

2 複数事業を行う法人及び複合形態の事業があるため、延べ法人数は法人実数と異なる。

5. 公益目的事業費用額

公益目的事業を費用規模別に見ると、「1千万円以上5千万円未満」と「1億円以上5億円未満」の法人が多い。

公益目的事業費用額規模別の法人数（社団・財団別）

		法人数	合計額 (百万円)	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)	1千万円 未満	1千万円 以上5千 万円未満	5千万円 以上1億 円未満	1億円 以上5億円 未満	5億円 以上10億円 未満	10億円 以上
内閣府	社団	777	636,679	819	77	63	226	153	243	49	43
	財団	1,559	1,078,743	692	88	169	409	238	473	118	152
	計	2,336	1,715,422	734	83	232	635	391	716	167	195
都道府県	社団	3,315	799,567	241	72	523	945	396	1,133	198	120
	財団	3,642	2,779,791	763	61	689	1,015	390	825	299	424
	計	6,957	3,579,358	514	66	1,212	1,960	786	1,958	497	544
合計	社団	4,092 (100.0%)	1,436,246	351	74	586 (14.3%)	1,171 (28.6%)	549 (13.4%)	1,376 (33.6%)	247 (6.0%)	163 (4.0%)
	財団	5,201 (100.0%)	3,858,534	742	70	858 (16.5%)	1,424 (27.4%)	628 (12.1%)	1,298 (25.0%)	417 (8.0%)	576 (11.1%)
	計	9,293 (100.0%)	5,294,779	570	72	1,444 (15.5%)	2,595 (27.9%)	1,177 (12.7%)	2,674 (28.8%)	664 (7.1%)	739 (8.0%)
前年合計		8,275 (100.0%)	3,946,080	477	79	1,176 (14.2%)	2,282 (27.6%)	1,073 (13.0%)	2,469 (29.8%)	604 (7.3%)	671 (8.1%)

(注) 過去1年間に提出された事業報告等(平成27年12月1日時点の入力確認済みデータ)による。(時系列表は末尾資料参照)

第2部 公益認定等委員会の活動報告

公益法人制度においては、行政庁が、民間有識者からなる合議制の機関の意見に基づき、法人の公益性を認定することとされている。一般法人の公益認定、特例民法法人の移行認定・移行認可、公益法人の変更認定、一般法人の公益目的支出計画の変更認可、合併による地位の承継の認可等の申請に対し行政庁が処分をしようとする場合には、原則として、合議制の機関（行政庁が内閣総理大臣の場合は、公益認定等委員会）に諮問しなければならないとされている。

また、合議制の機関は、報告徴収、立入検査等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、公益認定の取消し等の措置をとることについて、行政庁に勧告をすることができる。

申請件数

	公益認定		移行認定		計	
	内閣府	都道府県	内閣府	都道府県	内閣府	都道府県
平成27年度	60	39	0	0	60	39

(注) 表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。(時系列表は末尾資料参照)

答申件数

	公益認定		移行認定		計	
	内閣府	都道府県	内閣府	都道府県	内閣府	都道府県
平成27年度	44	38	3	2	47	40

(注) 表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。(時系列表は末尾資料参照)

立入検査の実施件数

	内閣府	都道府県	計
平成27年度	764	2,262	3,026

(注) 表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。(時系列表は末尾資料参照)

報告徴収の件数

	内閣府	都道府県	計
平成27年度	24	91	115

(注) 表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。(時系列表は末尾資料参照)

行政庁に対する勧告件数（平成27年度）

勧告の内容	内閣府	都道府県	計
勧告	1	1	2
命令	0	0	0
公益認定の取消し	2	1	3

(注) 1 表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。(時系列表は末尾資料参照)

2 合議制の機関は、報告徴収、立入検査等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第28条等に基づく勧告、命令、公益認定の取消しその他の措置をとることについて、行政庁に勧告をすることができる（認定法 § 46 I、 § 54）。

TOPIC 1 公益認定の取消しの勧告

公益認定等委員会は、平成 27 年度において、現行制度下で初となる認定法第 46 条第 1 項に基づく 2 件の公益認定の取消しの勧告を内閣府（内閣総理大臣）に対して行った。

（公益財団法人日本ライフ協会）

平成 28 年 2 月 5 日、委員会は内閣府に対して、以下の理由から公益認定を取り消す措置をとるよう勧告を行った。

- ① 平成 28 年 2 月 1 日付けで、当該法人は民事再生手続開始の申立てを行い、裁判所が保全管理命令を決定したとの報告があったこと。
- ② 当該法人からの報告の中で、平成 28 年 1 月 15 日付けの勧告後に明らかになった事実として、平成 27 年 11 月現在で 4,000 万円超の債務超過にあり、今後毎月 6,000 万円程度の赤字の発生が想定されていること、預託金の一部を構成していると考えられていた定期預金 1 億 7,000 万円が第三者の借入金の担保に供されていること、平成 28 年 1 月時点の預託金不足額は 4 億 8,000 万円程度である一方、保全されている預託金残高は 3 億 4,000 万円程度しかないこと等。
- ③ 上記に基づき検討すると、民事再生手続により、債務の肩代わりをしてくれる者が登場し、又は債務の減免等を受けなければ事業を継続できないことを意味し、当該法人は、明確な財政基盤があるとは言えず、経理的基礎を有していると認めることはできないこと。

内閣府においては、公益認定等委員会からの勧告を受けて、行政手続法の規定に従い聴聞手続を行った上、平成 28 年 3 月 18 日に公益認定の取消しを行った。

（公益社団法人日本ポニーベースボール協会）

平成 28 年 2 月 26 日、委員会は内閣府に対して、以下の理由から公益認定を取り消す措置をとるよう勧告を行った。

- ① 社員総会を 4 か年度開催していないこと。
- ② 行政庁に社員総会を開催したとして虚偽の報告を続けたこと。
- ③ 代表理事が特定の理事の退任届、社員総会及び理事会の議事録を偽造し、役員変更の登記を得たこと。
- ④ 上記の事実確認の過程で、問題点を指摘された後の社員総会等における更なる不適切な手続、社員の資格の得喪に関する不当な条件の設定、少年への暴力事案に対する不適切な対応等が明らかとなったこと。

平成 28 年 3 月 8 日に、当法人から内閣府に対して公益認定の取消しの申請が行われた。これを受けて、内閣府は、平成 28 年 3 月 18 日に公益認定の取消しを行った。

TOPIC 2 税制

平成 28 年度税制改正により、公益法人に関係する次の 2 つの事項が認められた。
(平成 28 年度から実施)

1. 寄附者に対する税制上の優遇措置

○個人が支出する寄附金についての特例（税額控除）の要件緩和

個人が、運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき、下記要件（注）を満たしていることの証明を受けた公益法人に対して寄附金を支出した場合、寄附金の額（原則として所得金額の 40%が上限）から 2,000 円を控除した金額の 40%相当額（その年分の所得税額の 25%が上限）について所得税額の特別控除（税額控除）を受けることができる。

（注）いわゆるパブリックサポートテスト（PST要件）であり、公益法人が受け入れた寄附金の過去の実績において、次の要件のいずれかを満たすことが必要である。

〈要件 1：絶対値要件〉実績判定期間における 3,000 円以上の寄附者数が 1 年当たり 100 人以上

〈要件 2：相対値要件〉実績判定期間における「受入寄附金総額／総収入額」が 20%以上

平成 28 年度以降、要件 1 は一部緩和され、公益法人等の各事業年度の公益目的事業費用等の額の合計額が 1 億円に満たない場合には、年平均の判定基準寄附者数が 100 人以上であることとする要件を、その公益目的事業費用等の額の合計額を 1 億円で除した数に 100 を乗じた数（最低 10 人）以上^{*}であることとするとともに、その判定基準寄附者に係る寄附金の額の年平均の金額が 30 万円以上であることとする要件を加えることとされた。

※（例）公益目的事業費用等の額の合計額が 3,000 万円の場合

判定基準寄附者数は年平均 30 人で可。（かつ、判定基準寄附者に係る寄附金の額は年平均 30 万円以上。）

2. 公益法人の事業に対する税制上の優遇措置

○公益法人が実施する貸与奨学金事業についての特例を新設

税制改正により、公益法人が実施する、経済的理由により修学困難な高等学校、大学等の生徒又は学生に対する無利息その他一定の条件で行われる奨学金貸与事業（文部科学大臣の確認を受けたものに限る）に係る消費貸借契約書に、印紙税が課されない旨の表示がある場合には、消費貸借契約書に係る印紙税を非課税とする特例が設けられた（租税特別措置法 §91 の 2）。

この特例は、平成 28 年 4 月 1 日以降の文部科学大臣が確認した日付から平成 31 年 3 月 31 日までの間に作成されるものについて適用される。

資料

各年 12 月 1 日現在の公益法人数

		平成22年	23年	24年	25年	26年	27年
内閣府	社団	71	237	519	719	773	787
	財団	242	614	1,142	1,488	1,561	1,585
	計	313	851	1,661	2,207	2,334	2,372
都道府県	社団	72	600	1,941	3,091	3,316	3,339
	財団	230	822	2,098	3,330	3,650	3,686
	計	302	1,422	4,039	6,421	6,966	7,025
合計	社団	143	837	2,460	3,810	4,089	4,126
	財団	472	1,436	3,240	4,818	5,211	5,271
	計	615	2,273	5,700	8,628	9,300	9,397

認定件数

		平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
公益認定	内閣府	29	38	44	47	32	44
	都道府県	14	28	30	47	52	41
移行認定	内閣府	496	815	596	131	6	3
	都道府県	933	2,653	2,398	663	35	4
合計	内閣府	525	853	640	178	38	47
	都道府県	947	2,681	2,428	710	87	45

(注) 表中の「年度」は、各年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを指す。

法人の解散・公益認定の取消し・合併件数（減少事由別）

		平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
解散	内閣府	0	1	2	0	4	2
	都道府県	0	0	1	1	4	4
取消し	内閣府	0	0	0	0	1	0
	都道府県	0	0	0	0	0	2
合併	内閣府	3	0	2	2	3	8
	都道府県	2	2	1	1	10	3
合計	内閣府	3	1	4	2	8	10
	都道府県	2	2	2	2	14	9

(注) 表中の「年度」は、各年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日までを指す。

公益目的事業費用額

		平成25年	26年	27年
内閣府	社団	322,649	505,950	636,679
	財団	655,465	928,142	1,078,743
	計	978,114	1,434,092	1,715,422
都道府県	社団	454,532	728,146	799,567
	財団	1,153,041	1,783,843	2,779,791
	計	1,607,574	2,511,989	3,579,358
合計	社団	777,181	1,234,096	1,436,246
	財団	1,808,507	2,711,985	3,858,534
	計	2,585,687	3,946,080	5,294,779

(注) 過去1年間に提出された事業報告等(平成27年12月1日時点の入力確認済みデータ)による。

申請件数

		平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
公益認定	内閣府	29	52	46	41	42	60
	都道府県	24	27	41	57	48	39
移行認定	内閣府	542	819	502	97	0	0
	都道府県	1,119	2,755	2,319	440	0	0
合計	内閣府	571	871	548	138	42	60
	都道府県	1,143	2,782	2,360	497	48	39

(注) 表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

答申件数

		平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
公益認定	内閣府	26	42	51	40	39	44
	都道府県	22	30	30	60	49	38
移行認定	内閣府	513	819	583	126	6	3
	都道府県	942	2,667	2,415	629	33	2
合計	内閣府	539	861	634	166	45	47
	都道府県	964	2,697	2,445	689	82	40

(注) 表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

立入検査の実施件数

	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
内閣府	6	12	28	151	553	764
都道府県	9	69	434	1,464	2,416	2,262
合計	15	81	462	1,615	2,969	3,026

(注) 表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

報告徴収の件数

	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
内閣府	5	1	21	27	39	24
都道府県	0	6	32	107	70	91
合計	5	7	53	134	109	115

(注) 表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

行政庁に対する勧告件数

	勧告の内容	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
内閣府	勧告	0	0	0	3	2	1
	命令	0	0	0	0	0	0
	公益認定の取消し	0	0	0	0	0	2
都道府県	勧告	0	0	0	0	1	1
	命令	0	0	0	0	0	0
	公益認定の取消し	0	0	0	0	0	1
合計	勧告	0	0	0	3	3	2
	命令	0	0	0	0	0	0
	公益認定の取消し	0	0	0	0	0	3

(注) 1 表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。(時系列表は末尾資料参照)

2 合議制の機関は、報告徴収、立入検査等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、認定法第28条等に基づく勧告、命令、公益認定の取消しその他の措置をとることについて、行政庁に勧告をすることができる (認定法 § 46 I、 § 54)。